

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

奈良県人事委員会規則第二十五号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室の項中「福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室」を「福祉保険部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。